

連結計算書類規制に関する一考察

法科大学院准教授 前田 修志

第1章 会社法における連結計算書類制度の概要

第1節 問題提起

現状、子会社・関連会社を傘下に有する株式会社（親会社）を中心とした企業集団が多数形成されている。これらの企業集団では、連結ベースの経営方針がとられ（連結経営）、親会社である持株会社の下で一体的な経営がなされている。そうした経済的一体性を有した企業集団の財務状態や経営成績を表すのが連結財務諸表や連結計算書類といった連結会計情報である。

日本では企業集団に対する連結会計制度として、金融商品取引法（以下「金商法」とする）規制としての連結財務諸表制度と、会社法規制としての連結計算書類制度の2つが併存している。国際的には早くから連結会計に関する法制度を有する国も多く、⁽¹⁾現在も連結財務諸表などの連結会計にかかる法制度は一般的であるが、日本のような例はみられないようである。

このような二元的な制度が採られていることからすると、連結財務諸表と連結計算書類は、その機能にも違いがあると考えられる。特に会社法の計算規制には、開示規制と配当規制という2つの目的があるとされるのが一般的である。⁽²⁾また会社法には利害関係人間の実体的な利害調整を目的とした規制が設けられており、その権利行使のために必要な情報を開示させている。こうした会社法の体系からすれば、連結計算書類には連結財務諸表制度とは異なる機能が期待されていると考えられる。

本論文はこうした問題意識から、会社法における連結計算書類制度の意義を検討

(1) アメリカでは1933年証券法、1934年証券取引法の下で連結財務諸表が公表財務諸表として位置づけられている。イギリスでは1947年会社法（1948年会社法に統括）において親会社に「グループ計算書（Group Accounts）」を義務づける規定が置かれていた。

(2) 神田秀樹『会社法』〔第20版〕（弘文堂、平成30年）281頁

した上で、現行の連結計算書類制度の抱える問題点を整理する。また、会社法の計算規制に固有の目的である配当規制を連結ベースで行いうるかどうかについて、簡単な考察を試みたい。⁽³⁾

第2節 連結計算書類制度の沿革

日本において（旧）証券取引法の制度として連結財務諸表制度が導入されたのは実施されたのは昭和52年のことである。これは企業の海外進出が進む中、アメリカの証券取引委員会（SEC）規則との関係から連結会計に対するニーズが高まり、また子会社を利用した粉飾決算事件などがあったことに端を発したといわれている。⁽⁴⁾当初は個別財務諸表の補完的資料であったが、⁽⁵⁾平成9年6月に企業会計基準審議会により「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表され、連結財務諸表が主たる財務報告資料に位置づけられた（連結決算中心主義）。

商法における連結会計制度の導入についても早くから検討されてきたが、経済界の強い反対などもありなかなか実現はしなかった。⁽⁶⁾商法における連結計算書類制度の導入は、平成14年の商法特例法改正によってである。その背景には、平成9年の独占禁止法9条改正による持株会社規制の緩和や、商法における株式交換法制（平成11年改正）、会社分割法制（平成12年改正）などを受け、企業集団の形成が促進され、その形態が多様になってきたことによって企業集団情報の開示が求められるような状況へと変化したことが挙げられる。また商法への連結会計制度に関しては、税法における連結納税制度が導入されなければ不要であるといった意見もあったが、平成13年の税制改正により連結納税制度が導入されたことも、制度導入の契機となっている。

こうして導入された連結計算書類制度では、商法特例法上の大会社に対し、当該

(3) 商法における連結計算書類（連結財務諸表）制度に関する研究として、岸田雅雄『結合企業会計の法的規制』（有斐閣、昭和59年）、蓮井良憲「連結財務諸表法素描」京都大学商法研究会編『商事法の研究』〔大隅先生還暦記念〕（有斐閣、昭和43年）所収228頁以下、清水忠之「連結財務諸表の法的規制」上智法学26巻3号137頁以下、宮島司「企業結合と連結計算書類制度」法学研究65巻5号1頁以下などがある。

(4) 宮島・前掲注（3）1頁参照

(5) 企業会計審議会「連結財務諸表の制度化に関する意見書」（昭和50年6月）

(6) 会社法における連結決算制度の導入に関する沿革について、江頭憲治郎＝弥永真生編『会社法コンメンタール10〔計算等（1）〕』（商事法務、平成23年）〔弥永真生〕552頁以下参照。昭和56年商法改正、平成2年商法改正時にも議論となったが、両改正では導入されなかった。

大会社と子会社・連結子会社⁽⁷⁾からなる企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものを作成しなければならないものとされた⁽⁸⁾(旧商法特例法19条の2第1項、同21条の32第1項)。現在の会社法はこの制度を基本的に継受しており、会計監査人設置会社であれば連結計算書類を作成できるものとして、その適用対象を拡充した形となっている(444条1項)。

第3節 連結計算書類制度の概要

会社法は444条において連結計算書類の作成に関する規定を置き、会計監査人設置会社であれば連結計算書類を作成できるとした上で(444条1項)⁽⁹⁾、事業年度の末日において大会社であって、金商法に基づく有価証券報告書提出会社(金商法24条1項)に連結計算書類の作成義務を課している(444条3項)。その作成に関しては、連結計算書類の種類や連結の範囲、各会社の個別計算書類を基準として作成すべきことなどについて会社計算規則に定められており(会計規61条以下)、親会社の連結子会社に対する投資と連結子会社資本との相殺消去など、一部の会計処理についても定めがある(会計規68条など)が、具体的な作成基準については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」(431条。なお会計規3条参照)こととされている。これにより実際の作成にあたっては企業会計基準委員会の定める企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」などに基づくことになる。金商法に基づく連結財務諸表についても、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う」(連結財務諸表規則1条1項)ものとされており、その作成について従うべき会計基準は一致する。これにより、会社法上の連結計算書類と金商法で求められる連結財務諸表は、会計情報としてほぼ同一であると考えられる。

(7) 連結財務諸表における連結範囲の決定に関する基準は、平成9年の連結財務諸表原則等の改訂により、持株基準から支配力基準へと移行している。これに対し、商法上の子会社は持株基準である過半数議決権基準によって決定されており(平成17年改正前商法211条の2)、(旧)証券取引法上の連結財務諸表における連結子会社の範囲と異なる可能性があった。そこで、連結計算書類に関しては、連結範囲を定める基準として子会社とは別に「連結子会社」という概念を用いて、連結財務諸表における連結範囲との差異をなくしていた。

(8) 実際には平成14年商法特例法改正附則9条により、有価証券報告書提出会社に限定されていた。なおこの点については、第3章第3節参照。

(9) 会計監査人設置会社のみ作成が「許容」されるのは、連結計算書類の監査にあたり、高度な会計及び監査の専門的知識と経験が必要であり、専門的職業人である会計監査人の監査が不可欠であるという理由であるとされる(江頭=弥永・前掲注(6)557頁〔弥永〕)。

会社法に基づき連結計算書類を作成することの一つの意義は、会計監査人及び内部監査機関の監査が強制される点にある（444条4項）。会計監査人や、監査役などの内部監査機関は、その職務のために子会社に対する報告徴求権・業務財産状況調査権を有しているので（381条3項、396条3項。監査等委員会設置会社につき399条の3第2項、指名委員会等設置会社につき405条2項）、連結計算書類（及びその作成の基礎となった子会社の個別計算書類）に疑義があれば、これらの者による調査等が行われることになる。

取締役会設置会社では、上記監査を経た連結計算書類につき取締役会の承認を要するが、定時株主総会での承認は不要である（444条3項・7項）。個別の計算書類は原則として定時株主総会の承認をもって確定させる必要があるが（438条。なお439条参照）、連結計算書類はその手続が要求されない。これは、連結計算書類が主として利害関係人に対する開示の目的で作成されるものであり、原則として分配可能額の算定に影響しないからであると説明されている⁽¹⁰⁾。

連結計算書類作成会社が取締役会設置会社の場合、定時株主総会の招集通知に際して、連結計算書類を提供しなければならないが、公告（440条）や本店・支店における備置（442条1項・2項）の手続は不要とされている（440条、442条1項・2項参照）。この点で、個別計算書類について用意されている開示手段との違いがある。

第2章 連結計算書類の開示の意義

第1節 会社法規制としての連結計算書類制度の意義

（1）連結財務諸表は金商法に基づき要求される開示情報である。金商法に基づく開示は、投資者に対して投資判断をするために必要な情報を提供することを目的とする⁽¹¹⁾。ここでいう「投資者」とは、当該情報提供主体の現在の投資者、典型的には株主を意味するが、現時点での株主（投資者）に限定されず、将来の株主（投資者）も含んでいる⁽¹²⁾。連結財務諸表もこうした開示の要請に応えるものであるから、その情報受領者は、連結財務諸表を作成し公表する親会社の現在及び将来の投資者ということになる⁽¹³⁾。

(10) 江頭＝弥永・前掲注（6）570頁〔弥永〕

(11) 山下友信＝神田秀樹『金融商品取引法概説』〔第2版〕（有斐閣、平成29年）2頁

(12) 金融商品取引市場では、社債も取引対象となっており、社債による投資者（社債権者）もここでいう投資者ということとなる。

(13) 山下＝神田・前掲注（11）74頁

連結財務諸表の作成の基準となる企業会計基準第22号1項は、「連結財務諸表は、支配従属関係にある2つ以上の企業からなる集団（企業集団）を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するもの」であるとする。連結財務諸表は企業集団を単一の組織体として会計処理するものであるが、その報告主体はあくまで“親会社”である。これは会計学で議論されている連結基礎概念⁽¹⁴⁾の議論でいうところの親会社説に立つものである⁽¹⁵⁾ ⁽¹⁶⁾。実際の会計基準においては、連結範囲の決定につき実質支配力基準⁽¹⁷⁾が用いられるなど（同基準6項・7項参照）、経済的単一体説と整合的な内容も定められているものの、基本的には連結財務諸表は親会社の投資者に対する情報開示の目的のために、親会社が作成する財務報告資料となる。こうした親会社の下で「単一の組織体」とみなされる状況にある企業集団の財務状態、経営成績に関する情報を開示することによって、親会社の投資者は親会社株式や社債など

(14) 連結基礎概念は連結財務諸表の作成にかかる基本的な考え方で、いずれの連結基礎概念に立つのかによって、連結の範囲や連結貸借対照表等における子会社少数株主持分（非支配株主持分）の位置づけなどが変わる。個別会計においては会計主体に関する議論があるが、連結基礎概念はこれを連結会計に適用したものである（金井繁雅「連結基礎概念の検討-親会社概念と経済的単一体概念-」文京学院経営論集8巻1号（平成10年）98頁）。これは連結会計主体をどのようにとらえるのかという方向性の議論ということもできる（向伊知郎『連結財務諸表の比較可能性』中央経済社、平成15年）97頁以下参照）。なお、税法における連結納税制度をめぐる議論として、「連結実体観（連結主体観）」の議論があるが問題意識としてはこの連結基礎概念に近いところにあると考えられる。

(15) 親会社説は、連結財務諸表を親会社に関する財務情報の拡張ととらえ、親会社の株主や債権者のために親会社が報告主体となるとする考え方である。これに対しては経済的単一体説が唱えられているが、これは、連結財務諸表は親会社と子会社（関連会社）からなる経済的単一体（エンティティ）としての企業集団に関する財務情報であって、その報告主体は経済実体としての「企業集団」であるとする考え方である。向・前掲注（14）97頁は、「連結会計主体観」に関する見解として（1）資本主説、（2）親会社説、（3）親会社拡張説、（4）経済主体説、という4つを挙げている。（1）～（3）は基本的に親会社を主体としている点で共通しているのに対し、（4）は本文でいう「経済的単一体説」と同様、企業集団を一つの会計主体とする見解である。なお、金井・前掲注（14）100頁参照。

(16) 日本の連結財務諸表制度に関しては、一貫して親会社説に立ってきている。企業会計基準第22号51項では、それ以前から連結財務諸表に関する会計処理等の基準となっており、親会社説に立っていた「連結財務諸表原則」を“踏襲した”ものとされている。なお、本論文では連結主体観としていずれが適切であるのかには言及しないので、以下の議論においては、日本の会計基準が採用する親会社説の立場を前提として検討を行う。

(17) 平成9年以前は連結の範囲の決定基準として議決権の過半数所有を要件とする持株基準が採用されていたが、これも親会社説の立場と整合的である。

の実質的な投資価値を判定することができる。

このような連結財務諸表の位置づけは、早くから連結財務諸表制度が生成されてきたアメリカと近接性がある。アメリカでは連結財務諸表に関する会計基準として、1959年に会計研究公報（Accounting Research Bulletin, ARB）第51号が、1987年に財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards, SFAS）第94号が公表されているが、これらは持株基準によって連結範囲を決定するなど、親会社概念を基礎としていたことがうかがわれる。また連結財務諸表の目的として、ARB第51号では「～主に親会社の株主及び債権者の利益のために（“primarily for the benefit of shareholders and creditors of the parent company”）」表されるものであるとされており、連結財務諸表の情報受領者は、親会社の株主・債権者であるとする⁽¹⁸⁾。このようにアメリカの連結財務諸表は、証券取引に関する規制の中に位置づけられ、親会社の投資価値の測定を可能とするために、親会社の利害関係人に提供される会計情報ということになる。

(2) 一方、会社法の計算規制の目的は、利害関係人に対する開示と配当規制という両面があるとされる。連結計算書類もこうした計算規制の一部であるが、その主たる機能は開示にある。後述の連結配当規制適用会社（会計規2条3項51号）を除いて、連結貸借対照表や連結損益計算書上の数値が分配可能額計算に反映されることはない。

前述のとおり、連結計算書類の作成については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」こととされている（431条）ので、基本的には企業会計基準第22号（もしくは国際基準など）に基づいて作成される。したがって、連結計算書類もその作成・報告主体は親会社となる。つまり、連結計算書類も親会社の財務報告にかかる資料として、親会社の利害関係人に対して提供される情報ということになる⁽²⁰⁾。

このようにみると、親会社が作成・報告する親会社の開示情報であるという点で

(18) Accounting Research Bulletin No.51, Consolidated Financial Statements, par.1(1959). なお向・前掲注(14) 106～107頁の表5-4参照。

(19) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表を指す（会計規61条1号イ～ニ）。ただし、国際会計基準、修正国際基準、米国基準によって作成することも許容される（同条2号～4号。同120条～120条の3参照）。

(20) 連結計算書類も親会社説の考え方を前提としていると説明される。江頭＝弥永・前掲注(6) 551頁〔弥永〕

金商法における連結財務諸表と会社法の連結計算書類は共通する。しかし情報受領者や目的は同じではない。金商法は情報受領者として将来の投資者も含めて想定しているが、会社法は実際の利害関係を有する株主や債権者が想定されている。そのため、同じ財務報告資料が開示されているという実態があったとしても、開示の目的が共通するとは限らないのであり、その開示の意味が確認されなければならない。

(3) 企業集団が形成されると、子会社は親会社から法的に独立した主体であっても、その事業活動の成果が親会社の支配＝指揮・管理の下に置かれる。経済的な面からみると、子会社としての事業活動は、親会社の一事業部門による成果と同様の経済的効果を親会社にもたらすことになる。つまり、他の会社を支配している親会社は、その支配下にある子会社の事業活動からも経済的リターンを稼得しうる状況に置かれているのである。一般に株主は、会社の稼得する経済的リターンの多寡に重大な関心を有していると考えられるから、親会社の株主はその経済的リターンを生み出す要因として、親会社が指揮・管理する子会社の事業活動にも高い関心を有し、その意思決定を行なうことになる。

会社の被るおそれのあるリスク要因についても同様のことが言える。会社の事業活動は常に成功するとは限らず、一定のリスク要因を抱えており、株主はそのリスク要因も自らの意思決定のために把握することを求めるものと考えられる。通常、親会社は子会社株式を通じて「支配」を実現しており、子会社の事業活動の成果は、その出資持分を通じて親会社の財産にも影響する関係にある。それゆえ子会社の事業活動において利益が出た場合には、プラスとして（正のリターン）親会社に波及するが、子会社の事業活動において損失が発生した場合には、それがマイナスとして（負のリターン）となって、親会社の財務に反映する。こうして親会社の財務状況にマイナスの影響を与える可能性のある因子が、子会社の事業活動にも存在する関係が生じるのである。親会社株主からすれば、そうしたリスク要因についても高い関心を有すると考えられよう。

さらに、企業集団を形成する親子会社は、それぞれ独立した法的主体であるが、親会社の子会社を指揮・管理することで、子会社の経済的独立性が失われる。ここでは、子会社の利益を犠牲にして親会社が利益を得たり、子会社の事業活動が「子会社利益の最大化」に向かわなかったりすることが起こりうる。それにより不利益を被る可能性があるのは子会社の少数株主や子会社債権者であって、場合によって

はこれらの者が法的手段によって自らの救済を図ろうとすることも考えられる⁽²¹⁾。親会社の株主からすれば、親会社が別法人である子会社を支配（指揮・管理）することによって、法的な責任の範囲が拡大する可能性についても、一種のリスク要因として把握しておくことは有益である⁽²²⁾。

親会社株主が親会社の被るリターンやリスク情報を把握することができるようにすることは、親会社株主の受ける経済的なリターン（正のリターンだけでなく、負のリターンも）に関わる意思決定に資することになる。会社法の計算規制は配当規制としての面も有しているが、連結計算書類の開示によって、親会社株主は企業集団全体の財務状況に照らした配当の相当性を判断できるようになる⁽²³⁾。また企業集団の財務状況が開示されれば、親会社株主は企業集団が有する経営資源が適正に配分されているかどうか、取締役などの経営陣の判断についてもチェックの機会を持つことになる。法律上、株主は事業活動に対する監督是正権や、経営者の選択権（取締役等の選任・解任権）などを有しているため、親会社はその活動を通じて十分なリターンを得られず、また不相当なリスクを抱えることになるのであれば、こうした権利を行使し、その状況を改善し、もしくは自己の利益を守る手段を講じることができる。

会社法における財務状況に関する開示の機能は、現在の株主や債権者の意思決定のための情報提供にある。株主であれば、これらの財務状況に関する開示を受けて、経営を委ねている取締役の業務執行を監督し、自らへのリターンとなる剰余金の配当に関する決定を行う⁽²⁴⁾。こうした実体的権利の行使に必要なものとして、企業集団に関する財務情報の開示がなされるのである。

企業集団が形成されていなければ、株主が影響を受ける会社のリターンないしはリスク情報は、その会社の事業活動の範囲内に収束するので、株主が求める情報はその範囲で必要かつ十分であろう。しかし企業集団が形成され、親会社が子会社に対して支配力を有し、その支配力を行使して、子会社の事業活動に対する指揮・管理権を持つことによって、実質的に子会社の事業活動の経済的効果が親会社に波及

(21) 子会社の少数株主や債権者保護のための法理としては、法人格否認の法理や事実上の取締役論といった法的構成による親会社ないしは親会社取締役への責任の拡張が考えられる。

(22) 醍醐聡「支配株主のリーガル・リスクと連結会計制度」経済学論集65巻3号（平成11年）42頁
(23) 清水・前掲注（3）169頁

(24) 西山芳喜「商法会計の新展開」ジュリスト1229号（平成14年）47頁は、平成14年改正により連結計算書類が親会社株主の経理検査権の1つとして制度化されたとする。

することになれば、その子会社に関する財務情報は親会社の財務情報に組み込まれるべきことになる。^{(25) (26)}そこでは、親会社株主は企業集団全体の成果を見ることによって、取締役等による経営に対する評価を与えることになる。⁽²⁷⁾

こうした親会社株主に対する子会社の事業活動に関わる情報開示の重要性は、親会社が持株会社である場合にはより高くなる。持株会社は、子会社・関連会社を指揮・管理することが事業の中心であるが、その事業活動自体からは直接的に利益を得るわけではなく、子会社等の事業が利益を生み、それを源泉として持株会社の株主に配当等を行う構図となっている。株主の出資が、会社が行う事業活動から得られる利益の配分を目的として行われるのだとすると、持株会社の株主は、間接的に持株会社の指揮・管理下にある子会社の事業に対して出資を行っていると考えることができる。しかし、あくまで子会社の株主は持株会社であって、持株会社の株主が子会社の事業に対して直接的な監督是正権を行使しうる手段は極めて限定されている。そこでは、「経営者に対する監督権限の空洞化のリスク」⁽²⁸⁾が生じることも懸念される。

その場合、持株会社である親会社株主の子会社に対する監督是正の機会をどのような形で認めるのか、という実体的な権利の問題と併せて、これらの者の情報収集手段を確保することも必要となる。⁽²⁹⁾親会社株主には、適正な配当の確保をはじめとする自己の権利や利益に関わる事項をチェックする機会が与えられなければならない。そして株主による監督権限の行使にあたっては、前提としてその事業の成果などへの評価が必要となる。こうした情報のうち、親会社の実質的な事業活動の範囲に対応した財務情報が、連結計算書類によってもたらされる。⁽³⁰⁾こうして連結計算書類は、親会社の経済実態に対応し、個別の計算書類からは得られない財務情報をも

(25) EC第7号指令は前文で、企業集団に属する企業については、個別計算書類のみでは「真実かつ公正な概観」(a true and fair view)を示すものではないとする。Seventh Council Directive of 13 June 1983, based on the Article 54(3)(g) of the Treaty on consolidated accounts (83/349/EEC)

(26) 尾崎安央「連結計算書類と連結財務諸表」判タ1122号(平成15年)115頁

(27) 尾崎・前掲箇所

(28) 片木晴彦「結合企業の株主保護と情報開示制度」森本滋編著『企業結合法の総合的研究』(商事法務,平成21年)36頁

(29) EC第7号指令についても、実体的な利害調整を図ることを目的として検討されていたEC第9号指令(案)と一体をなすものとして構想されていたとされる(片木・前掲注(28)37頁)。なお、片木晴彦「企業結合と開示」森本滋編著『比較会社法研究』(商事法務,平成15年)340頁参照。

(30) 片木・前掲注(28)37頁

たらず資料として、会社法の規制下で求められることになる。⁽³¹⁾

そして連結計算書類が、上記のような親会社の経済実態に合った親会社の財務情報であるとすれば、同じように親会社の財務に関して関心を有しているとされる債権者にとっても有益な情報を与えるものである。子会社の事業活動に起因するリターン、リスクが親会社の財務に影響を及ぼすのであれば、債権者に対してもその財務情報の開示は必要であろう。なぜなら子会社の財務状況が極めて悪化しているにも関わらず、親会社の個別計算書類において、子会社株式の帳簿価格について強制評価減に至っていない状況では、債権者は子会社に起因する潜在的リスクを捕捉できず、その対応ができないからである。子会社はもとより、親会社取締役に対しても、直接の法的地位を有しない債権者の立場からすれば、親会社株主に比べ、こうした財務情報を提供する必要性は低いかもしれない。ただ債権者は債務者となる会社の財務的な信用を評価するために、株主以上にその財務状況に関する情報を必要としている部分もある。こうした点に照らすと、債権者に対する連結会計情報の開示の必要性を否定すべき要素はないと考えるべきであろう。⁽³²⁾

第3章：開示規制としての連結計算書類制度

第1節 会社法における親子会社関係の規律

(1) 第2章で述べたように、会社法独自の観点から連結計算書類の開示を求めることは、親会社株主（及び債権者）が実体的な利害調整を求めるために必要な情報収集手段を確保する点で有益であり、かつその必要性は小さくないと考えられる。しかし、仮に会社法が、親子会社であっても法人格が異なる以上、個別の会社単位でしか法的な利害調整を行わない、というのであれば、連結計算書類の開示にはさほど意義がないということもできそうである。

現状において、会社法が十分な親子会社・企業集団に関する実体的な規律を用意しているとは言い難い。親子会社・企業集団法制の必要性は学説上も長らく指摘されてきたところであるが、⁽³³⁾ その多くは実現に至っていないのも実状である。そのよ

(31) 尾崎・前掲注(26) 115頁、片木晴彦「企業結合の開示」森本滋編著『企業結合法の総合的研究』（商事法務、平成21年）239頁参照。

(32) 本論文は、連結計算書類につき親会社説を採っている現行規制を前提とした議論を行っているが、経済的単一体説を否定するものではない。将来的には子会社の少数株主や債権者保護に関する実体的規制が検討される場合には、連結計算書類の意義についても再検討の必要性が生じるであろう（片木・前掲注(28) 39頁以下参照）。

(33) たとえば龍田節「企業結合と法」矢沢惇編『現代法と企業（岩波講座現代法9）』（岩波書店、

うな状況下で、連結計算書類制度のみの充実を求めることも現実的ではないかもしれない。

しかしながら、会社法は必ずしも親子会社関係に無関心ではない。一定の制約はあるものの、親会社株主（社員）に子会社に関する情報収集権限を与えている。会計情報に関しても、親会社社員には子会社の計算書類の閲覧謄写請求（442条4項）、さらには子会社の会計帳簿等の閲覧謄写等請求が認められる（433条3項）。つまり、少なくとも親会社株主にとって、子会社の財務状況や経営成績はその意思決定に必要な情報であることが限定的ではあれ認められているのである。⁽³⁴⁾ また次に述べるように、学説や裁判例において「親会社取締役の子会社管理義務」の問題として、子会社管理における親会社取締役の義務と責任のあり方が論じられている。さらに平成26年改正において、いわゆる多重代表訴訟制度の導入（847条の3）や、親会社が子会社株式を譲渡する場合に関する手続（467条1項2号の2）の整備など、親子会社に関する規定が拡充した。こうした状況は、親子会社や企業集団をめぐり、親会社株主をはじめとする各利害関係人に関し、法主体としての独立性を超えた利害調整を行うという一つの方向性を示していると思われる。その点で、会社法における親会社株主への提供情報としての連結計算書類に関しても、その制度のあり方を再検証することが必要であると考えられる。

（2）親会社取締役の子会社管理義務

近時、裁判例や学説において「親会社取締役の子会社管理義務」に関する議論が採り上げられることが少なくない。この議論は「親会社の取締役は、子会社の運営に対してなんらかの義務を負うか、負うとすればその内容はいかなるものか」というものであり、⁽³⁵⁾ 親会社取締役の善管注意義務として、別の法的主体である子会社の管理義務が含まれるかが問題となっている。

この点に関する裁判例であるが、東京地判平成13年1月25日判時1760号144頁において、親会社の取締役が子会社に指図し、実質的に子会社の意思決定を支配したと評価しうる場合であり、かつ、この指図が親会社に対する善管注意義務違反や法令違反に該当する場合に限って、親会社取締役の親会社に対する任務懈怠責任を認

昭和41年）107頁以下など。

(34) 西山芳喜「イギリスにおける連結会計規制の展開」金沢法学31巻1号（平成元年）20頁

(35) 船津浩司「子会社管理に関する取締役の責任」岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、平成28年）111頁

めるとするものがある。また福岡高判平成24年4月13日金判1399号24頁では、子会社における不適切な在庫処理（グルグル回し取引）によって子会社の財務状況が悪化し、その結果として親会社が債権放棄をしなければならなくなった事案において、親会社取締役には不適切な在庫処理に関する調査義務がありながら、これを怠ったとして親会社取締役の善管注意義務・忠実義務違反が認められている。これらの裁判例がどこまで親会社取締役の子会社管理義務を認めたと評価できるかどうかは検討の余地はあるものの⁽³⁶⁾、裁判所が子会社管理に関し、親会社取締役には一定の役割が期待されているとの認識を持っていることは認めうるであろう。

学説においても、子会社株式は親会社の保有する資産であって、その価値を維持するために、子会社の管理を親会社取締役の義務に含めて説明する見解が有力に主張されている⁽³⁷⁾。親会社取締役には、親会社の企業価値の最大化（ないしはその企業価値の維持）が職務として課されていると考え、指揮・管理が可能であり、その事業活動の経済的効果が親会社に波及する関係にある子会社に関して、何らの責務を負担しないとするのは妥当しない。現行法において大会社に対しては、会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制、いわゆる内部統制システムの構築義務（362条4項6号・5項）が課されているが、こうしたことも親会社取締役にとって、企業集団全体に対する適切な管理・監督が期待される一つの表れであるということもできる⁽³⁸⁾。明文の根拠がない以上、そのような義務を認めて良いのかということも含め、「子会社管理義務」の解釈については議論の余地はあろうが⁽³⁹⁾、少なくとも子会社に損害が発生するような状況であるにも関わら

(36) 重田麻紀子〔判批〕法学研究85巻10号（平成24年）133頁

(37) 船津浩司『「グループ経営」の義務と責任』（商事法務、平成22年）230頁

(38) 平成26年改正においては、法制審議会会社法制部会において子会社の管理・監督責任を明文化するという事も議論されていたようであるが、その立法化は見送られている。その背景には、「監督義務の範囲が不明確であり、グループ経営に対する萎縮効果を与える」ことを理由とする強い反対意見があり、コンセンサスが得られなかったためであるとされる（坂本三郎編著『立案担当者による平成26年改正会社法の解説』〔別冊商事法務393号〕（平成27年）177頁）。ただし、同部会においては、子会社の株式価値を維持するために必要・適切な手段を講じることが親会社取締役の善管注意義務から要求されているといった意見がみられており、この点に関する解釈上の疑義も相当程度払拭されたとの岩原紳作部会長の意見があったとされている（同178頁注（97）参照）。

(39) ドイツにおける議論を参考に、親会社の出資は親会社の財産であるが、親会社は子会社に対して原則株主としての権利しか行使しえないとして、「法人の分離原則」を根拠に「株主権を超えた子会社への業務執行に対する親会社取締役の監督義務は原則として認められない」とす

ず、親会社取締役がこれを安易に見過ぐすといったことは、親会社株主との関係で許されない、という点については、一定の共通認識が形成されつつあると考える。親会社株主の立場では、子会社の事業活動において生じるリスク要因について、親会社取締役が何らかの対応を取りうるのであれば、その対応を親会社取締役の職務として期待する。このように、親会社取締役の職務の範囲に関わる子会社の情報が、親会社株主にとって必要な情報であることは、法的見地からも認められるものと思われる。

第2節 平成26年改正による親子会社関連規定の改正

平成26年改正は、親子会社関係に関する規律として、新たにいわゆる多重代表訴訟（特定責任追及の訴え、847条の3）と、子会社株式の譲渡の際の手續規定（467条1項2号の2）を導入した。前者は、親会社株主による子会社取締役への責任追及のための訴訟を認めたものであり⁽⁴⁰⁾、親会社株主からみると、異なる法主体の経営者の責任追及が、経済的関連性を理由に認められた形となっている⁽⁴¹⁾。

一方後者は、重要な子会社株式の譲渡につき、事業譲渡類似の行為であると整理し、これと同様の手續を要求するものである。従来、子会社株式の譲渡については、重要な財産の処分にはあたるものの、事業譲渡ではないとの理解から、取締役会設置会社においては取締役会の決議のみでその譲渡が可能となっていた（362条4項1号参照）。しかし、親会社が「子会社の事業に対する直接の支配を失う場合（略）」には、事業譲渡と実質的に異ならない影響が当該株式会社に及ぶ⁽⁴²⁾ことに鑑み、一定

る強い批判もみられる（高橋英治「企業集団における内部統制」ジュリスト1452号（平成25年）30頁）。高橋教授は子会社における違法行為により親会社に損害が及ぶと認められる場合には親会社取締役にはこれを予防する義務はあるものの、これは親会社に対して負う相対的な義務であるとして、親会社取締役の子会社への監督義務は、解釈論としても立法化にも反対とする（同31～32頁）。

なお親会社取締役の管理義務を肯定する立場からも、少数株主が存在する場合には、親会社による管理にも一定の限界がありうるとの指摘もある（船津浩司「子会社管理義務をめぐる論理的課題」ジュリスト1495号（平成28年）54頁）。

(40) 対象となる特定責任については、最終完全親会社における当該子会社株式の帳簿価額が、当該最終完全親会社等の総資産額の1/5を超える場合における、当該完全子会社取締役等の責任という制限があることから、実質的には「重要な完全子会社」に生じた損害に関する当該完全子会社取締役の責任追及に限定される。

(41) 多重代表訴訟制度の創設理由につき、坂本・前掲注（38）159頁

(42) 坂本・前掲注（38）178頁

の子会社株式の譲渡に事業譲渡と同様の手続規制（467条）を要求したものである。

こうした親子会社関連法制が導入・整備されたことの評価については本論文では言及しない。本論文の問題意識からすると、このような制度の実効性を確保するにあたり、どの程度、親会社株主への情報提供がなされているのか、またその情報の一つとして連結計算書類による情報は不要であるのか、という点が問題である。

多重代表訴訟との関係において、連結計算書類のもたらす情報は直接その権利行使に影響を与えない可能性もある。子会社取締役の業務執行上の任務懈怠などについては、連結計算書類は直接の情報を与えるものではなく、子会社の業務状況に関する報告が事業報告などにおいて適切に開示されていればその事実を把握できる。

ただ、多重代表訴訟は、子会社取締役に任務懈怠があっても、親会社に損害がなければ対象とはならない（847条の3第1項2号）。通常は、子会社の損害があれば親会社にも波及すると考えられるが、親会社の個別計算書類には子会社の損害が直ちに反映されるわけではない。そこで親会社株主が子会社の財務状況を知るために、裁判所の許可が必要となる子会社の計算書類等の閲覧等請求（442条4項参照）等を行行使するといった方法によることになる。これが制度の障害となるとは考えにくい⁽⁴³⁾が、少なくとも連結計算書類によってもたらされる親会社の財務情報が有用であることも否定されない。

一方、子会社株式の譲渡につき、株主の承認を要するものとされたこととの関係では、親会社株主に連結計算書類を通じて情報提供すべき要請は高い。同規制の適用があるのは、当該子会社株式の帳簿価額が、親会社の総資産額の1/5を超える場合である（467条1項2号の2イ・ロ参照）⁽⁴³⁾。その判定自体は親会社の個別貸借対照表によって行いうるが、子会社株式の譲渡が親会社に与える財務的影響は親会社の個別計算書類からは十分に確認できない。親会社の個別計算書類上は、子会社株式については原則として取得価額で計上されるなど（会計規5条1項・6項2号参照）、子会社の財務状態や経営成績が親会社の個別計算書類に直ちに反映されないからである。当該譲渡の承認にあたっては、契約の内容の詳細や対価の相当性に関する事項などの概要について、株主総会参考書類に記載されることになるが（会社法施行規則92条参照）、子会社の事業活動の影響が連結計算書類を通じて提供されることによって、当該子会社株式の譲渡の影響も測定できるのではない⁽⁴⁴⁾か。子会社

(43) こうした資産基準があるのは、事業の重要な一部の譲渡（同条1項2号かつこ書）と平仄を合わせたものである。

(44) 現行規制では、例えば当該子会社の売上高が連結売上高の60%を超えていても、株主総会の

株式の譲渡について、総資産額の1/5基準をもって判断すること自体にも疑問もあるが、⁽⁴⁵⁾子会社に関する情報提供手段が限定される中で、このような手続規制を設けても、親会社株主保護として十分に機能しないおそれがある。

第3節 開示制度としての連結計算書類制度の問題点

(1) 第1節、第2節で検討したように、近時の親会社取締役の子会社管理義務に関する裁判例や学説の状況、立法における親子会社関連法制への対応などからすると、従来よりも会社法における親子会社関係における利害調整のあり方が変化している。その点で、親会社株主にとって、親会社単体の活動領域を超え、子会社の事業活動から生じるリターンやリスクに対しても、一定の利害調整（親会社取締役への責任追及、子会社取締役への責任追及など）を求めることができるような利害調整ルールは部分的には取り入れつつあると考える。

では、現行の連結計算書類制度は上記のような利害調整をするにあたり、適切な情報開示機能を有しているのだろうか。そもそも連結計算書類は株主の利益にどのような影響を及ぼすものか。一つの示唆を与えるものとして東京地判平成26年1月23日（判例集未掲載）がある。同事案では、親会社の定時株主総会において不正な会計処理を伴う連結計算書類が株主に提供されたことに基づき、株主から同総会で承認された計算書類の承認決議及び役員選任決議の取消が求められた。判旨はこの請求に対し、連結計算書類は定時株主総会の招集にあたり株主に提供され、その内容を報告することが必要とされているにすぎず、役員を選任決議は定時株主総会以外の株主総会で行うことも可能なので、連結計算書類が不正な会計処理を伴うことは、役員を選任に関する株主の理解及び判断に影響を与えるものではない、として決議の取消を認めなかった。⁽⁴⁶⁾

承認を得る必要がないとされる（江頭憲治郎＝中村直人編『論点体系会社法 補巻』（第一法規、平成27年）403頁〔菊池伸〕。「子会社の支配管理業務の事業譲渡ととらえる場合でも足切り基準は同一」である（江頭＝中村編・前掲箇所〔菊池〕）。

(45) 事業譲渡規制も含め、子会社株式について持分法が適用されているのであればともかく、取得原価で計上されている子会社の帳簿価額が総資産の1/5を超えているか否かが、当該規制の対象となるかどうかの基準となっているが、これが規制の趣旨に合致するのかは疑問もある。

(46) 計算書類の承認決議との関係でも「連結計算書類が不正な会計処理を伴うものであったとしても、当該処理により計算書類の内容に直ちに影響が及ぶわけではないことを併せ考慮すると、原則として、当該処理は、計算書類の承認決議に影響を与えるものとも認められない」として、原告の請求を棄却している。

同判旨は、連結計算書類が株主の意思決定にどのように影響するのか、連結計算書類の開示がどのような機能を有しているのか、ということには十分に答えてはいない。問題となった決議に対する影響がなかった、ということのみが記されているだけである。しかし、役員を選任決議が、子会社の事業活動に対する指揮・管理も含めて経営上の責任を負うべき役員の適格性を株主が評価することも目的とするのであれば、疑義のある連結計算書類の開示によってその判断に誤謬が生じることになるのであれば、役員選任決議の瑕疵にも影響を与えることになるのではないか。⁽⁴⁷⁾こうした判断の一因は、次に述べるような、現状の連結計算書類にかかる規制態様にもあるように思われる。

(2) これまでも述べてきたように現在の会社法における連結計算書類は、親会社における財務状況の開示の目的で制度化されている。取締役会設置会社では定時株主総会の招集にあたり、株主に対して連結計算書類を提供しなければならないので(直接開示、444条6項)、その点において、公示の方法により開示される金商法上の連結財務諸表制度よりも株主保護に資することにはなる。

ところが、会社法が連結計算書類の開示として要求するのは、取締役会設置会社における直接開示以外には、定時株主総会に連結計算書類を提出もしくは提供し、その内容及び監査の結果を報告することのみである。直接開示にあたっては会計監査報告等の添付はなく、連結計算書類は公告の対象とはならず(440条参照)、本店・支店への備置も不要である(442条参照)。本店・支店への備置義務がないので、これを前提とする株主・債権者の閲覧等請求に応じる必要もない。

こうした制度となっているのは、連結計算書類の作成義務を課されるのが有価証券報告書提出会社に限定されていることに理由がある。有価証券報告書の内容となる連結財務諸表も公衆の縦覧に供され、EDINETなどインターネットによる開示がなされることとなっている。⁽⁴⁸⁾そのため有価証券報告書提出会社であれば、こうした方法での開示があることで、株主や債権者に限らず、その内容を知ることができる。これによりこのような会社においては、金商法に基づく開示で足り、重複することとなる会社法上の開示、公告手続は不要となる。⁽⁴⁹⁾

(47) 弥永真生〔判批〕ジュリスト1468号(平成26年)3頁

(48) 始関正光「平成14年改正商法の解説(X)」商事1649号(平成14年)9頁注(123)、江頭＝弥永・前掲注(6)571、572頁〔弥永〕

(49) 法制審議会会社法部会第15回会議(平成13年12月19日)の議事録では、本店等への備置や公

確かに、連結計算書類の作成義務を負う有価証券報告書提出会社についてはそのような考え方はできるかもしれない。しかし会計監査人設置会社であれば連結計算書類を任意に作成することはできるのである。任意で作成したものであっても、その情報が定時株主総会を通じて当該時点の株主だけに提供されれば足りるという性質のものではない。連結計算書類が親会社の真の経済実態を示す財務報告資料だとすれば、会社法規制の下では、定時株主総会時点の株主だけでなく、将来の親会社の株主や、債権者に等しく提供されるべき性質の情報を含んでいる。それにも関わらず、親会社の自主的な開示に委ねるということになると、連結計算書類によってもたらされる情報の有益性が損なわれるおそれもある。

(3) 第2章で述べたように、会社法が会社に必要な情報開示を求めることの意義は、株主や債権者などの利害関係人が自らの利益を守るための手段を講じることができるよう、必要な情報収集権限を与えることにある。株主の立場からみた計算書類の開示規制の意義は、取締役の業務執行を監督し、剰余金の処分等についての決定をするために、会社の財務状態や経営成績を確認する手段である。企業集団が形成されると、親会社の事業活動に対する評価をするためには、親会社個別の状況に関する情報が与えられるだけでは足りず、企業集団全体の状況を一体として表示することが求められる。およそ親会社が他の会社を指揮・管理する状況（もしくはそれが容易に可能である状況）であり、その結果として、当該他の会社の事業活動からのリターン、もしくはリスクが親会社の財務に反映する関係が築かれている場合、親会社の利害関係人が親会社の真の経済実態を知るためには、企業集団としての財務状況、経営成績に関する情報が必要となるのである。

こうした観点からすると、本来、親会社が子会社を有する限り、当該親会社に連結計算書類の作成義務を負わせるべきことになるはずである。連結財務諸表や連結計算書類の作成義務についてはこのような観点から定められるのが通常である。例えばヨーロッパにおける連結計算書類制度に影響を与えたEC第7号指令⁽⁵⁰⁾では、親企業に対して連結計算書類（consolidated accounts）と連結事業報告書（consolidated annual report）の作成を要求すべきであるとする（同指令1条）。そうすることが、

告を不要とした理由として、連結計算書類の提出義務が有価証券報告書提出会社に限定されたため、「有価証券報告書の一部として証券取引法令に基づいて連結計算書類は開示されますので、この開示で十分ではないか」という指摘があったことを踏まえたことが示唆されている。

(50) 西山・前掲注(34) 20頁、尾崎・前掲注(26) 115頁

親会社の統一的指揮下にある企業集団につき「真実かつ公正な概観」(a true and fair view)を与えるためには必要だからである。⁽⁵¹⁾ 国際会計基準などにおける連結財務諸表等の作成義務も同様である。⁽⁵²⁾ 企業集団が形成されることで、法的主体と経済的実体との齟齬が生じ、その経済実態が個別の計算書類からでは写し出せなくなることが問題であることに照らせば、こうした作成義務の定めがなされることは当然の帰結と言える。

ところが現在の会社法では、「大会社」であり、かつ金商法上の「有価証券報告書提出会社（金商法24条1項）」だけが連結計算書類の作成を義務づけられている（444条3項）。外国の立法例においても、一定の資本規模の会社について連結財務諸表等の作成義務を免除している例は見られるし、⁽⁵³⁾ 一方、大会社はその財産、損益の規模が大きく、その経済的実質を正確に開示する必要性が高い。また会計監査人及び監査役等の内部監査機関の設置が義務づけられ（328条）、その業務の適正を確保させるための内部統制システムの構築を義務づけられている（362条4項6号・5項）ように、業務・財産状況に対する厳格なチェックを求めるのが会社法のスタンスといえる。その点で、連結計算書類の作成義務を「大会社」に限定して課すということには、一応の合理性が認められる。

問題なのは、金商法上の「有価証券報告書提出会社」という限定である。日本の会社法が上場会社法としての性質を有しているのならばともかく、少なくとも現状において会社法は上場・非上場の別によって明確に法規制を分けてはいない。会社法における連結計算書類の必要性は前述の通りであり、この必要性が、金商法の定義する有価証券報告書提出会社であるか否かによって異なることに対して、積極的な理由づけは思い当たらない。

こうした定めは、会社法444条3項が、会社法制定前の旧商法上の制度を「基本的に継承した」という経緯にある。平成14年商法特例法の改正によって連結計算書類の制度が導入された際、連結計算書類の作成義務はすべての大会社に対して課さ

(51) EC第7号指令前文参照

(52) ARB51, par.1, IFRS10, Consolidated Financial Statements,2013 par.2(a) など。

(53) 理論上は規模の如何を問わず、連結財務諸表等の作成義務を課すべきであるということになるが、連結財務諸表等の作成や監査、開示の負担を考慮して、小規模の会社について連結財務諸表等の作成義務を免除するという選択は許容されよう。たとえばイギリス2006年会社法（Companies Act 2006）では小会社（381条～384条）についてはグループ計算書の作成は任意としている（398条）。

れることとされていた（旧商法特例法19条の2第1項）。ただし、平成14年改正商法特例法附則9条（以下「附則9条」とする）により、実質的には“当分の間”有価証券報告書提出会社に限定されることとなった。

この点について立案担当者の説明では、当時において有価証券報告書の作成義務を負わない大会社は、「連結計算書類を作成するための知識・経験に乏し」く、「すべての大会社にただちに連結計算書類の作成を義務づけることは、実務上の混乱を招くおそれ」があり、そこで実務における連結計算書類の浸透の状況等を見極める必要があるため、“当分の間”，作成義務は有価証券報告書提出会社に限定して課されるものとされている⁽⁵⁴⁾。つまり、連結計算書類制度の導入時点での実務に配慮する形で、この附則9条を根拠として、「猶予期間」をもうけ、実際には大会社のうち有価証券報告書提出会社だけが作成義務を負う形とされたのである。

しかし、この説明からすると、連結計算書類の作成義務を有価証券報告書提出会社に限定したことの積極的理由はないことになる。有価証券報告書提出会社は金商法における連結財務諸表の作成が義務づけられており、会社法で連結計算書類の作成を義務づけても特段の負担はないということは、それらの会社に義務づけることの許容性の評価にすぎない。金商法の有価証券報告書提出義務にかかる判断要素は、会社法における連結計算書類の作成義務を課すべきか否かの基準ともなっていない。結局現状においては、金商法上の有価証券報告書提出会社が連結財務諸表を作成することによって、連結計算書類の作成義務も果たすこととなり、それによって、会社法に基づく会計監査が実施され、また株主総会への報告等のガバナンスの要請にも応えることができるという、金商法規制では予定されていない対応につき「会社法で受け皿となる制度を作った」⁽⁵⁵⁾形となっているにすぎない。

そして連結計算書類の作成義務者が有価証券報告書提出会社に限定された理由が、上記の点のみにあるのであれば、連結決算が未だ浸透していないという評価は現状ではあたらず、その限定の根拠を失っている。コンピューターを利用した会計システムの利用が日常化した現代の決算手続の簡易化・省力化を考えると、困難さを理由とした批判もあてはまらない。立法当時、こうした限定が一定の「猶予期間」の下での暫定措置であったことは、その根拠規定が商法特例法ではなく、附則9条として定められたことにも表れている。

(54) 始関・前掲注(48) 8頁注(116)

(55) 江頭憲治郎＝中村直人編『論点体系会社法 3』（第一法規，平成24年）581頁〔本多正樹〕

ところが現在の444条3項の規定ぶりからすれば、“当分の間”の措置であるという当時の附則9条の趣旨が失われていることは明らかである⁽⁵⁶⁾。会社法制定時において追加的な理由が示されたとは考えられないので、会社法444条3項が有価証券報告書提出会社に限って、会社法上の連結計算書類の作成義務を課したことについては、積極的にも消極的にも説得的な理由に欠けている。

連結計算書類の作成義務を有価証券報告書提出会社に限定してしまうと、有価証券報告書提出会社が他の会社の子会社であり、当該親会社が有価証券報告書提出会社でなかった場合、当該親会社には連結計算書類の作成義務が課されないといった弊害も指摘されている⁽⁵⁷⁾。親子会社関係や企業集団が形成され、そこで利害関係人に対して適切な利害調整を行うためには、前提として企業集団に関する情報提供が必要であることは既に述べたところである。その点で、会社法は独自に連結計算書類の作成義務について定めるのが本則であろう⁽⁵⁸⁾。

連結計算書類の機能に照らせば、すべての親会社に対して連結計算書類の作成義務を課すとするを原則とするのが整合的である。その上で、一部の会社に対して連結計算書類の作成義務を課すことが適切ではない理由があれば、作成の免除を認めればよい。作成の負担や必要性の観点から、連結計算書類（連結財務諸表）の作成義務を大会社に限定するという事は、比較法的にみても一つの方法であるし、大会社に対する規律を強化する会社法の規定（328条や362条5項など）とも均衡を保てる。子会社を有しているが、その規模等から親会社の財務に与える影響が小さい場合や、上位に親会社があるようないわゆる「中間親会社」などにつき、作成免除を認める例もある⁽⁵⁹⁾。一方で連結計算書類の作成にかかる実務的な負担が大きい場合には、連結計算書類に変わる簡易な開示制度を導入するといった方法も検討に値

(56) 江頭＝弥永・前掲注(6) 558頁〔弥永〕では、会社法制定時に「当分の間」という文言が削除されていることについて、「説得力のある理由は示されていないが、会社法では、この文言は削除された」と説明している。この説明にもあるように、「当分の間」という文言が外され、現行のような規定ぶりとなったことに関しては、説得的な説明は見つからなかった。

(57) 片木・前掲注(29) 342頁は、将来的には原則として子会社を有する大会社には連結計算書類の作成を義務づけるべきであり、子会社が公開会社（筆注：上場会社）である場合には連結計算書類の作成を免除するべきではないとする。

(58) 尾崎・前掲注(26) 109頁は、企業会計審議会が「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において示した連結財務諸表改革の意義の理解によっては、「証券市場に関係しない企業にとっては、連結情報は不要であるという議論を生じかねない」ことを指摘する。

(59) イギリス会社法400条、401条など。

しよう。

(2)で指摘したように、連結計算書類の開示は個別計算書類に比べて著しく限定されている。また連結計算書類に虚偽の記載、記録をした場合であっても、会社法上は第三者に対する計算書類等の虚偽記載責任の適用はないし(429条2項1号口参照)、過料の制裁もない(976条7号参照)⁽⁶⁰⁾。これらも連結計算書類の作成義務が有価証券報告書提出会社に限定されたことと関連するのではないか。有価証券報告書提出会社の場合、有価証券報告書に虚偽の記載・記録をした場合の制裁規定があるため(金商法172条の4〔課徴金の納付命令〕、同197条1項1号〔罰則〕)、これにより虚偽記載をしないというエンフォースメントになるからである。このように日本の連結会計規制は、証券取引規制としての連結財務諸表制度から展開しており、会社法の連結計算書類の制度がそれに追随した形となっていることによって、会社法における制度設計も金商法(旧証券取引法)の制度を前提に構築される形となっているといえる。金商法開示と会社法開示の一元化ということも一つの選択であろうが、第2章で述べたように私見としては会社法開示の独自性はある程度維持されるべきであると考えられる。

そして有価証券報告書提出会社のみが、会社法上の連結計算書類の作成義務を負うということ自体が説得的な理由を有しないものであることは、前述のとおりである。会社法には会社組織に関わる利害関係人に対し、適切な利害調整を行うという要請があるのであって、企業に関する開示規制としての共通項はあっても、その意義には違いがある。また、任意であれ、会計監査人設置会社であれば連結計算書類を作成できるところ、会社法独自の開示制度や制裁規定を用意しなければ、実質的機能を損なわせることになる。金商法規制に基づく制度との重複を避けるのであれば、原則的措置は会社法に定め、例外的に免除を認めるなどの措置を許容するといった方法⁽⁶¹⁾を採るべきであろう。

(60) 江頭=弥永・前掲注(6)576頁〔弥永〕参照。弥永教授は「立法上の過誤かもしれないが…」としている。

(61) 公示との重複を避けるというのであれば、同法に基づく発行開示をしている場合には、公開会社における募集株式の発行にかかる通知・公告を不要とする(201条5項参照)と同様、例外的に開示の省略を認めるとする方が適切である。

第4章 連結配当規制

第1節 連結配当規制の問題点

会社法における連結計算書類制度の意義にかかるもう一つの問題が連結配当規制⁽⁶²⁾である。

会社法の計算規制の目的に関しては、配当可能限度額を算定することがその主たる目的であるとも言われており⁽⁶³⁾、現在の分配可能額規制も、個別の計算書類に基づき算定されるという点でこうした要請に依っている。そこで連結ベースでもこうした配当規制が導入できるかどうかが問題となる⁽⁶⁴⁾。

もっとも連結配当規制に関する問題は多岐にわたる。配当限度額計算において連結ベースでの数値（主に連結貸借対照表上の数値）を利用できるか、という点に限定しても2つの方向性がある。一つは連結ベースの剰余金が親会社個別ベースの剰余金を下回る場合（連結<個別）、もう一つが連結ベースの剰余金が親会社個別ベースの剰余金を上回る場合（連結>個別）である⁽⁶⁵⁾。

前者は親会社には剰余金があるが企業集団としての連結剰余金がそれを下回る状態であり、典型的には子会社に損失が生じている状態である。こうした事態は親会社が子会社を利用して利益を操作している可能性もあり（仮装利益の創出）、親会社の個別ベースでの剰余金があることを理由に配当を許容して良いかが問題とされる。

後者の典型は親会社の剰余金はないが、企業集団としての連結剰余金がある、すなわち子会社に利益があるという状況を想定した議論である。この場合、親会社の個別計算書類では剰余金がない（すなわち分配可能額がない）ので本来は親会社での配当は実施できない。そこで法的主体としては別である子会社の剰余金を事実上

(62) 「連結配当規制」という用語は必ずしも一義的ではないが、本論文において「連結配当規制」とは、広く連結会計ベースでの親会社の配当規制を指すものとする。

(63) 弥永真生『商法計算規定と企業会計』（中央経済社、平成12年）31頁

(64) こうした連結配当規制については特に会計学の分野での議論が多く見られる。会計学における議論としては、醍醐聡「連結財務諸表による配当規制の限界と不合理性」會計130巻5号（昭和61年）613頁以下、伊藤邦雄「連結財務諸表と配当可能利益」會計120巻4号（昭和57年）554頁以下（〔配当〕）、同「連結財務諸表と商法」商事法務1432号（平成8年）19頁以下（〔商法〕）、小栗崇資『アメリカ連結会計生成史論』（日本経済評論社、平成14年）237頁以下、法律学の領域では清水・前掲注（3）137頁以下（特に171頁以下）が詳しい。

(65) 現行の会社法における配当規制の問題として検討するのであれば、「分配可能額」（461条2項）の用語を用いるのが正確であろうが、本論文では説明の都合上、特に貸借対照表における「その他利益剰余金」を念頭におきつつ、「剰余金」の用語を用いる。

の源泉とする連結剰余金を配当限度として、配当を行うことができるかということが議論されている。

どちらも同じように連結剰余金が親会社の配当規制にどのように反映されるか、という問題である。もっとも前者は親会社の個別計算書類に表れる「仮装利益」の排除を行い、配当を抑制することの要否に関する問題であるのに対し、後者は子会社が現実に配当せずに、法的には親会社に帰属していない利益（剰余金）を配当の基礎とできるか、という配当を促進することの適否に関する問題である。上記2つの問題において利害調整の当事者である株主と債権者の立場は異なることには注意が必要である。

第2節 連結ベースの剰余金が個別ベースの剰余金を下回る場合

旧商法の解釈であるが、このような場合について、親会社の個別計算書類上は配当可能利益（旧商法290条参照）があっても、子会社に損失があり連結ベースでの配当可能利益がない場合には、その配当が「著シク不当」な配当に該当する可能性があるといった見解も見られていた⁽⁶⁶⁾。子会社に損失があっても親会社の計算書類で直ちに認識されるとは限らないが、実質的にみれば親会社の財務上マイナスであると考えられるし、こうした制約によって親会社による利益操作を防止することも必要となる。そして分配可能額に債権者保護機能を持たせるという理念からすれば、連結ベースで実質余力が低いにもかかわらず配当を認めるということは妥当ではない。また「みせかけの利益の配当を防止し、子会社を利用する粉飾決算を防止する」⁽⁶⁷⁾ために、このような規制の意義も指摘されてきた⁽⁶⁸⁾。分配可能額規制が、配当に際しての会社の余力を一つの指標とし、これを維持することで債権者保護を図る制度であることに照らすと、企業集団における親会社の実質的な余力は連結計算書類上の数値の方がより真実に近いと考えられる。その点で、このような規制は保守性の観点において債権者保護に資するものであると考えられる。

会社法では、この点に関する規制として、連結配当規制適用会社（会計規2条3項51号）における分配可能額の控除の制度がある。これは連結貸借対照表上の株主資本の額が、親会社の個別貸借対照表上の株主資本の額を下回る場合、その差額を

(66) 矢沢惇「会計の計算公開に関する改正問題」商事法務825号（昭和44年）16頁

(67) 岸田雅雄「商法における連結規定の導入について」企業会計42巻6号（平成2年）37頁

(68) ただし、醍醐・前掲注（64）621頁は、仮装利益の排除という配当規制目的は連結会計の手続となじみにくいものであるとする。

分配可能額から控除するものである（461条2項6号，会計規158条4号）。つまり，連結ベースでの剰余金の額と個別ベースでの剰余金の額を比較して，その低い額が配当の限度を画することになる。こうした配当抑制的な扱いが認められる点は，債権者保護という配当規制の一つの目的には合致する。

しかし，私見としてはこの連結配当規制適用会社の制度には，その相当性に疑問がある。この制度は上記の意味における連結ベースでの配当規制を考えることによる配当抑制機能を十分に担ったものとは言いがたい。

連結計算書類を作成している会社は，その決定により連結配当規制適用会社となることができる。つまり連結配当規制適用会社となるか否かは強制ではなく，任意の制度である。また，連結配当規制の適用を受けるかどうかは年度毎に決定でき，継続は要件ではない⁽⁶⁹⁾。さらに連結配当規制適用会社となるか否かについて決定機関の定めがないので，適用をうけるか否かは取締役等の裁量に委ねられることになる。ただし，連結配当規制適用会社となった場合は個別注記表にその旨の注記が必要となるので（会計規98条1項18号，同115条），個別計算書類の承認に際して，株主総会の承認を受ける形にはなる。

このような規制となっている点に関しては，立案担当者の説明が注目される。その説明では，①分配可能額の算定の基礎となる貸借対照表やその基礎となる具体的な会計処理が複数の会計処理の中から選択できるものであること，②連結計算書類の作成自体が任意の選択性になっていること，③剰余金の額も会社が任意に資本金・準備金を減少して作出できること⁽⁷¹⁾から，「連結配当規制自体も，これを採用することによる法律効果等を勘案して，会社が適宜に選択すべきものとして整理」されたとする。

これらの理由のうち，②については，第3章第3節（3）で述べたようにそのような作成義務の定め自体に問題があるものの，連結計算書類の作成義務がない現状においては，そのような理解もわからないではない⁽⁷²⁾。③についても剰余金の作出が

(69) 相澤哲＝郡谷大輔「分配可能額」相澤哲編『立案担当者による新会社法関係法務省令の解説』〔別冊商事法務300号〕（商事法務，平成18年）119頁。連結計算書類の作成自体も含めて会社の任意に委ねられているので，継続的に採用しなければならないという結論には至らないものとする。

(70) この点に関し，配当可能限度額の算定については一定の範囲で経営者に会計処理方法の選択を許すことが合理的であり，配当可能限度額算定目的の観点からは複数の測定基準が許容される余地があるとの指摘もある（弥永・前掲注（63）32頁）。

(71) 相澤＝郡谷・前掲注（68）119頁

(72) なお，平成14年の商法特例法改正時においても，このような連結配当規制の導入が検討され

できるといっても、資本金の減少などでは債権者保護手続が必要であるということが捨象されているように読めるので、若干の疑問はあるが、連結配当規制の適用を受けることは債権者にとって不利とはならないので、この状況については甘受するものであろう。

しかし、①に関しては、かなりの疑問がある。確かに会計処理に関しては複数の方法が認められるが、その選択は経営者の裁量に無条件に委ねられているわけではない。個別の計算書類については原則として定時株主総会の承認を要するものとされているが（438条2項。会計監査人設置会社における例外として439条及び会計規135条参照）、これは1つの会計事実について複数の会計処理のいずれを採用するのかの判断の余地があるためであるとも説明される⁽⁷³⁾。そのような判断を株主が行う（もしくは439条の定める要件を満たす）ことを通じて、分配可能額の正当性が担保されると解すると、定時株主総会の承認を経ずして確定する連結計算書類についてはあてはまらず、厳密に考えると、その数値を分配可能額の算出に反映させることは、株主との関係において正当性を有しないこととなる。連結計算書類につき定時株主総会での承認が不要とされるのは配当規制としての機能をもたないためである⁽⁷⁴⁾⁽⁷⁵⁾、という理由は連結配当規制適用会社にはあてはまらない。

さらに連結計算書類の利害関係人に対する開示は十分ではなく、配当後に株主となった者や債権者には、会社法上の開示制度を通じて、連結計算書類を確認することができず、配当の相当性について検証する機会が確保されていない。会社法の会

ていたが見送られている。当時の立案担当者によるとその理由として、「これ（筆注：現会社計算規則158条4号のような分配可能額からの控除）を採用するのであれば、連結計算書類の作成義務と併せてすべての会社に一律に採用すべきである」としている（始関・前掲注（48）8頁注（115））。

(73) 江頭憲治郎『株式会社法』〔第7版〕（有斐閣，平成29年）632頁

(74) 江頭＝弥永・前掲注（6）570頁〔弥永〕

(75) ただし、筆者は連結配当規制適用会社に限らず、連結計算書類の確定にあたり、定時株主総会の承認を要しないということについても懐疑的である。開示情報としての信頼性は監査によって確保できるということであろうが、仮に会計監査報告の結果が「適正」でなくても、その監査を受けた連結計算書類につき取締役会の承認があれば確定するというだけで足りるのだろうか。実務においては、事実上配当方針を連結ベースで決定する例もみられるし、取締役に対する業績連動型報酬（361条1項2号）が、連結ベースの売上高や売上利益を基準に決定する例があるが、この場合に用いられる連結計算書類について、株主総会の承認を要しないということには疑問である。手続の簡略化を考えるとすれば、会社計算規則155条のような会計監査人等の監査結果を一つの要件とするといった制約を課せばよい。

計規制が、分配可能額の算定を主たる目的とするものであり、そこに経営者の一定の裁量権が保障されるとしても、⁽⁷⁶⁾株主や債権者に一定の検証可能性を認めることは必要であろう。

計算規則158条4号のような措置が強制されているのであれば、債権者保護の見地には合致するし、そのような制度の導入は望ましいところである。しかし、現状の連結配当規制適用会社に関する規制はそのような形になっていない。配当規制の意義が株主-債権者間の利害調整にあることに照らせば、その任意性を広範に認め、かつこれらの者のチェックが及ばない可能性があることによって、適切な利害調整が行われぬおそれもある。⁽⁷⁷⁾少なくとも手続面でその正当性を担保されることは必要であろう。連結配当規制適用会社については、子会社間での親会社株式の取得制限が緩和される（135条2項5号、会社法施行規則23条12号）といった例外的な措置が認められており、⁽⁷⁸⁾場合によってはこれを利用する目的で一時的に連結配当規制適用会社となるといったことも考えられる。こうした点において、この制度による分配可能額計算を無条件に適用することには疑問である。

第3節 連結ベースの数値が個別ベースの数値を上回る場合

(1) 典型的には、親会社には剰余金はないが、子会社に剰余金があるようなケースである。近時は純粹持株会社が多く利用されており、そのような会社では、子会社の事業活動から生じた利益が実質的な配当原資となるが、実際に子会社の配当手続を経なければこれを配当に充てることができない。そのため、そのような手続を採ることなく、連結ベースで剰余金（分配可能額）を算定し、配当を行うことが可能かということが問題となる。

開示規制としての連結財務諸表ないしは連結計算書類制度は欧米の立法例でも多く採用されているが、⁽⁷⁹⁾連結配当規制に関する立法例は多くない。その中で、従来から連結配当規制を採用した例として比較法的な検討対象となるのが、1963年ベンシ

(76) 弥永・前掲注(63) 32頁

(77) 醍醐・前掲注(22) 3頁参照

(78) 稲葉威男『会社法の解明』（中央経済社、平成22年）272頁以下では、連結配当規制適用会社につき、本文のような規制の適用排除を狙ったものであり、そのような規制緩和をした点について強く批判する。

(79) スウェーデンやデンマークの法制には連結決算書の金額による配当限度額の算定をする例や、企業集団の経済的状況に照らした配当の制限規定があると紹介されている（弥永真生『資本の会計』（中央経済社、平成15年）185頁参照）。

ルバニア事業会社法⁽⁸⁰⁾ (Pennsylvania Business Corporation Law, 1933 amended in 1963), 以下「ペンシルバニア旧法」とする)と、カリフォルニア会社法 (California Corporation Code, 1977), 以下「カリフォルニア法」とする)である。以下、簡単にその概要を示す。

ペンシルバニア旧法では、原則として個別財務諸表における利益剰余金のみから配当を行いうるものとしていた (702条A項1号)。その上で、同法では例外として、連結利益剰余金の範囲内で、親会社の資本剰余金から配当することを認めた (702条A項4号, 702条B項)。つまり配当限度額を連結利益剰余金の範囲内とした上で、親会社における配当原資としては親会社の資本剰余金を用いるという配当の形を認めたのである⁽⁸²⁾。ただし、これだけでは実質的には配当原資となる資本剰余金の限度で配当の制限がかかる。しかし同法では、子会社株式の評価方法として持分法と同様の評価方法である修正簿価法 (adjusted book-value basis) が採用されており、子会社利益を未実現の増加益として、親会社の資本剰余金に貸記できるものとされていた。したがって、連結利益剰余金に相当する額の資本剰余金が親会社の貸方項目に計上されることになり、これを配当原資とすることで、連結利益剰余金の範囲内での配当が可能とされたのである⁽⁸³⁾。

ペンシルバニア旧法があくまで親会社の個別計算書類を基準として配当限度額を算出するという原則的立場に立っていたのに対し、カリフォルニア法は、正面から連結配当規制を原則とした点で特徴があるとされる。同法は114条において、一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles, “GAAP”) に基づいて作成されていることを前提として、連結財務諸表が同法にいう財務諸表にあたるものとする。その上で、500条に基づき配当規制として、留保利益基準 (500条(a)項)⁽⁸⁴⁾、もしくは財政状態基準 (500条(b)項)⁽⁸⁵⁾のいずれかを満たせば、株主への分配

(80) 現在、ペンシルバニアでは模範事業会社法に基づく配当規制が採用されている。
Pennsylvania Consolidated Statutes, 2017, 1551(b)

(81) 本文に示した2つの州法については既に多くの先行研究が見られる。代表的なものについては前掲注(3)掲記の文献及び論文参照。本論文でもこれらの先行研究を参考としている。他に、鈴木昭一「連結ベースによる配当可能額算定に関する一考察」拓殖大学論集社会科学 Vol.3, No.2 225頁は1984年改正オハイオ一般会社法にも触れている。

(82) 醍醐・前掲注(64) 616頁

(83) 伊藤・前掲注(64)〔配当〕557頁以下参照

(84) 留保利益基準とは分配直前の留保利益の額が提案された分配額以上であることを基準とする。

(85) 財政状態基準とは、分配直後において(i)資産総額の負債総額に対する割合が1.25倍以上で

(distribution) が認められるとする。⁽⁸⁶⁾ 同法114条から、ここでいう「留保利益」は連結財務諸表上の連結留保利益を指し、財政状態基準についても連結財務諸表に基づいて判断される。このことにより、配当限度額が連結ベースで算出されることとなる。一方、配当原資は親会社の個別利益に求められることになるが、GAAPに基づく会計処理として、持分法を親会社の個別ベースでも採用することにより、⁽⁸⁷⁾ 上記連結利益剰余金に対応した配当原資が確保される構造となっている。⁽⁸⁸⁾

この問題の一つのポイントは、子会社の事業活動などから生じた利益に関し、親会社が経済的に「支配」していることを根拠に、親会社自身の事業活動から生じた利益と同質のものにとらえ、これをもって配当可能として良いか、という点にある。親会社が子会社を「支配」し、企業集団の活動成果が、“経済的”に親会社に帰属するとしても、“法的”にはその利益は子会社に帰属している。こうした親会社において未実現の利益に起因する資金的余力を、資産的な裏付けのある「利益」と同様に認めることはできるのだろうか。

先行研究でも、親会社と子会社がそれぞれ法的に独立した主体であることに鑑みると、子会社の利益は親会社の未実現利益にほかならないのであり、子会社の配当がない限り、それは親会社の財源とはなりえないという理解を出発点とする。⁽⁸⁹⁾ ただし未実現の利益を配当限度額計算においてどのように取り扱うのかは自明の問題ではなく、⁽⁹⁰⁾ 制度として（もしくは政策として）いかなる選択をするのか、ということに関わってくるものとされている。⁽⁹¹⁾ そしてペンシルバニア旧法やカリフォルニア法は、そのような法制度の採用は可能であるという一つの「解」を出しているということもできる。

あり、かつ(ii)流動資産が流動負債と等しいこと、もしくは過去2営業年度の所得税及び支払利息を控除するまえの利益の平均が支払利息の平均を下回るときはその流動資産が流動負債の1.25倍以上であること（以下略）、という基準である。邦訳については、清水・前掲注(3)187頁も参照した。

(86) カリフォルニア法では本文記載の500条を原則とした上で、501条の支払不能基準がこれを補完する構造となっている。

(87) APB Opinion No.18, The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock,1971, par14-17.

(88) 小栗・前掲注(64)243頁参照

(89) 清水・前掲注(3)176頁

(90) 弥永真生「配当規制と未実現損益」(二・完)民商114巻6号(平成8年)944頁

(91) 清水・前掲(3)177頁

(2) 本節で採り上げている状況に関しては、実務的な視点から、連結ベースでの経営が一般化していることに照らし、連結配当規制の導入の必要性を説く見解がみられる。⁽⁹²⁾ 連結ベースで経営方針を定め、その業績評価も連結ベースで行われるような上場会社の実態を考えると、連結配当規制を認めることは自然であるということもできよう。もっともこうした事情は大会社である有価証券報告書提出会社に関して認められる事情であり、別途、上場会社法を作るのであれば格別、会社法上の制度として導入できるかどうかは、現状の規制構造に照らして考えなければならない。

会社法における分配可能額規制は、貸借対照表上の資本及び準備金が減損する場合の配当支払を禁止する資本減損禁止基準であると考えられる。その基本的なスタンスは、会社に一定の財産を確保することで債権者を保護しようとする考え方にある。このような分配可能額規制の枠組みの中で、連結配当規制を実現するにはいくつかの課題がありそうである。

今、問題としている連結ベースでの剰余金が親会社個別ベースでの剰余金を上回る状況の典型は、親会社には剰余金はないが子会社（関連会社）に剰余金が生じている状態である。つまり、企業集団全体としては（内部取引ではないところから）利益を獲得しており、それは親会社にとっても経済的利益と認めうるが、法的には当該利益は子会社に帰属しているという、法と経済実質の評価に齟齬が生じている状態といえる。子会社が配当を実施すれば、その利益は法的にも親会社に帰属することになるので、親会社がこれを株主に配当することは可能だが、それは「実現」していない。こうした「未実現の利益」を配当限度の計算において（場合によっては配当の原資においても）考慮することができるか、が重要なポイントといえる。

現在の会社法においては未実現利益を配当の基礎とすることについては、原則として抑制的であると考えられる。ただ、未実現利益だからといって、常にこれを分配可能額の算定から除去しなければならない、ということではない。これを算入しても配当規制において考慮される利害調整が適切に図りうるのであれば、こうした「未実現利益」が含むことも許容されてよい。そして未実現利益に基づく配当を実施することにより不利益を被るおそれのある債権者との見地において、負担させるリスクが過大になりすぎないのであれば、⁽⁹³⁾ 実現概念を拡張し、いわばその「実現可

(92) 実証分析も踏まえ、このような主張をするものとして、向伊知郎「配当規制と連結配当政策」愛知学院大学経営管理所紀要12号（2005）58頁

(93) 伊藤・前掲注(64)〔商法〕25頁

能性」⁽⁹⁴⁾の程度によって、上記のような子会社の剰余金を反映した連結剰余金を配当限度の計算において考慮することが考えられよう。

ここで論じている意味における連結配当規制を認めるにあたっては、本来「実現」している状態と対比して、相応の「実現可能性」があればよいということになる。今、問題にしている状況は、子会社が現実に配当してしまえば、親会社にとって「実現利益」となる。そうだとすると、実質的にこれと同視する結果を認めるための要件とは何か、を探れば良い。この場合であれば子会社の配当手続から考察していくことになろう。

この点につき、親会社は子会社に対する実質支配を実現しているので、子会社における配当の決定についても事実上コントロールできることが多いかもしれない⁽⁹⁵⁾。しかし子会社といっても経営における一定の独立性がある場合も考えられるところ、子会社における配当政策を考えるのは子会社取締役であり、親会社の意向が子会社の経営を著しく損なうようなことになれば、その意向に沿わない可能性もある。

法律上、剰余金配当の決定のために、原則として株主総会の決議が必要となる(454条2項)。こうした株主総会の決議に関しては、実質支配があるからといって、確実にその意向を通せるわけではない。親会社以外に少数株主がいる場合、子会社の財務状況によっては、配当性向が高すぎる決定が望まれない可能性もある。このように考えると、親会社が子会社からの配当を一定程度確実に実行できない状況にあると考えられるときには、実現可能性を肯定することは、分配可能額規制の考え方に適合しない。親会社が子会社を実質的に支配しているとしても、法的権利義務の帰属を個別の会社単位で判断し、その法的主体としての独立性が維持されることが前提とされる以上、その意思が子会社において(この場合は子会社の配当において)実現するだけの法的裏付けを有していることが必要であろう⁽⁹⁶⁾。

(94) 伊藤・前掲箇所では、「影響力」ないしは「コントローラビリティ」の問題とする。

(95) 郡谷大輔「IFRS導入・適用に関する会社法上の論点」落合誠一＝太田洋編著『会社法制見直しの論点』(商事法務、平成23年)273頁は、この点につき、「親会社が当該子会社を実質支配している以上、いつでも親会社の意思決定により配当を実施させることができ」、このことは現行の「売買目的有価証券の評価益が分配可能額に含まれていること(親会社が売却の意思決定をすれば当該評価益が実現すること)と比較して、分配可能額規制上、大きな問題があるというわけではないとも考えられる」として、親会社に対し連結ベースで分配可能額規制をかけることは問題がないとしている。なお同274頁は、連結ベースでの分配可能額規制は、「利害関係者との関係を考えても優れている面がある」とする。

(96) こうした「支配」の概念については、アメリカ財務会計基準審議会(FASB)が1994年に公表

連結計算書類（金商法における連結財務諸表も同様）において、連結される子会社は実質支配の有無によって定められている。また連結計算書類においては関連会社につき持分法が適用されており、その結果、連結剰余金の源泉となる子会社や関連会社の剰余金の中には、親会社とその配当決定を確実にコントロールできる関係にないものも含まれてしまうこととなる。そのような子会社や関連会社に関するもので、親会社にとって「実現可能性」があると認めることは適切ではない。ある程度の法的な裏付けを求めるのであれば、やはり議決権の所有割合による区分が明瞭である。したがって、本節で検討しているような連結配当規制を導入するのであれば、一定の議決権の所有割合をもって、連結配当規制において考慮すべき子会社と、それ以外の子会社を区分せざるを得ないものと思われる。その基準としては、例えば配当決議を単独で成立させることのできる50%超の議決権保有が認められる子会社に限ることも一つの基準となる。また少数株主との利害調整が生じることがなく、連結納税制度との整合性を考慮にいと、完全子会社に限るとすることも考えられよう。⁽⁹⁷⁾こうした数的要素はある種の選択の問題なので、何が適切かは容易に結論づけられるものではない。ただ、議決権という法的な権限に裏付けられた「支配」によって実現可能性を評価するという、上記のような視点は基本的に維持されるべきである。その点で、連結配当規制を実現したとされる前述のペンシルバニア旧法やカリフォルニア法が、連結財務諸表制度における連結範囲の決定基準として持株基準を採用していたことは、連結配当規制の実現にあって無関係であったのかは、興味深い点である。

第5章 結語

第4章における検討は連結配当規制の可否に関する議論の一端にすぎず、これを

した予備的見解 (Preliminary Views)、1995年の公開草案 (Exposure Draft) に興味深い区分がある。そこでは、「支配」について、「法的支配」(legal control) と「実質的支配」(effective control) にわけ、その違いを説明する。ここでいう「法的支配」は法制度上の権限に裏付けられている「支配」であり、本論文でイメージするのはこの区分に近い。ただし、上記検討においてこのような区分がなされたのは、本論文で検討している状況とは異なるものであることを付言しておきたい。なお、加古宣士「連結会計における『支配』概念の拡張」企業会計47巻11号(平成7年)18頁以下参照。

(97) 本文に述べた意味での連結配当規制とは異なるが、片木晴彦『新しい企業会計法の考え方』(中央経済社、平成15年)132、133頁は、完全子会社、あるいは子会社に限定した上で、持分法の適用を認めるという形での実質的な連結配当規制を示している。

もって連結配当規制の当否についての結論が導かれるものではない。連結ベースでの利益をもって配当するためには、(a) 連結会計を中心とした財務報告体系であること、(b) 配当可能限度額と配当可能原資（配当原資）⁽⁹⁸⁾ という2つの要素が適合的に設定されていること、(c) 結合企業をめぐる利害関係人の利害が適切に調整されなければならないこと、が必要であるとの指摘がみられる⁽⁹⁹⁾。連結配当規制を検討する場合、こうした点についても総合的に考察していくことが必要となろう。

本論文では詳細な検討はできないが、上記(b)に関して簡単に触れておきたい。配当原資に関する問題については、ペンシルバニア旧法やカリフォルニア法では個別財務諸表への持分法の適用によって解決している。アメリカではARB18号に基づき個別財務諸表への持分法の適用がなされたからである。しかし日本ではこのような対応は現状において認められていない。また既に日本ではその他資本剰余金からの配当も認められているので、現実に連結ベースでの分配可能額計算を認めても、配当原資をどこに求めるのか、という問題は解決されなければならない。極論すれば、親会社に一切の剰余金がない状態であるにもかかわらず、連結剰余金が計上されているとき、親会社がその連結剰余金の限度いっぱいまで配当することを許容して良いのか、ということである。そこで親会社の個別計算書類だけに注目すると、そのような配当の支払で形式的には資本減損状態にはなっているわけである。そこで連結配当を許容するとしても、例えば法定準備金の範囲内に限定するなどの制限は必要であろう⁽¹⁰⁰⁾。

会社法はこれまで独立した法的主体である個別の会社を中心に利害調整を行ってきた。ところが、親子会社関係が広く形成され、会社法においても企業結合関係の形成を促進するような法制度が導入されることで、個別の会社単位のものだけでな

(98) 配当原資についても、厳格に「資金的裏付け」があることを要求するのか、それとも仕訳において借記できる勘定科目が存在するととらえるのかによって（伊藤・前掲注(64)〔商法〕24頁）解釈が異なる可能性がある。

(99) 小栗・前掲注(64) 239, 240頁。なお小栗・前掲箇所では本文中の「配当原資」を「配当可能原資」と表現している。特に本文(b)については連結配当規制の問題を検討するにあたり重視されている問題である。この点については清水・前掲注(3) 171頁参照。

(100) 現行法において、決算時における欠損填補のための準備金の減少については債権者の異議手続を省略することができる(449条参照)。本文のように、親会社単体で考えたときに、連結ベースでの配当限度計算を認めることで生じる一時的な欠損状態が、準備金の範囲内にとどまっていれば、次期の決算において債権者異議手続なくして欠損状態を解消できる。この範囲であれば債権者へのリスク負担が過大でないという整理である。

く、法人格の壁を超えた利害調整ルールが、立法によって、もしくは解釈を通じて行われるようになってきている。会社法が、企業集団の財政状態、経営成績を表示する連結計算書類の制度を設けることの意義は、こうした企業集団に対する法的独立性を超えた利害調整ルールを実効的に機能させるためのものである。こうした点に照らすと、会社法における連結計算書類の制度は、本来期待されている開示機能を十分に果たすことができず、かつその位置づけが不明確な制度となっているのが現状といえる。

本論文では、会社法上の連結計算書類のもつ開示規制としての機能について、会社法における実体規制との関係から検討し、その意義を探るとともに、現状の連結計算書類規制の問題点について整理した。連結計算書類制度の作成義務に関しては、立法当時の説明から乖離した状態になっている。このことが一因となって現在の連結計算書類制度は、会社法の制度でありながら、金商法上の連結財務諸表にかかる規制を所与のものとしている点が多く見受けられる。会社法が別個の制度として連結計算書類制度を置いているのであれば、会社法の規制体系の中でその目的を達することができるような制度を構築する必要があるだろう。

また、従来から議論のある連結配当規制に関し、現行の連結配当規制適用会社に関する問題点の整理と、連結剰余金に基づく親会社の配当の可否について、簡単な検討を試みた。このうち、連結配当規制適用会社に関しては、規制の見直しが必要ではないかと考える。現状において連結配当規制の適用を受ける会社はさほど多くないようであるが、連結計算書類制度そのものに起因する問題点も含め、連結配当規制を適用した場合の配当制限の正当性が株主との関係で担保されるのか、再検証が必要であろう。

配当規制に関する後者の点に関しては、本論文において十分な検討には至らなかった。連結配当規制の実現には、親会社債権者や子会社少数株主などの利害関係人に対する保護の問題や、配当決定のあり方⁽¹⁰¹⁾などの問題もあり、今後の研究の課題

(101) 弥永真生「監査制度の課題」商事法務1974号（平成24年）35頁以下では、会社のキャッシュ・フローと分配可能額との乖離が拡大していることから、剰余金の配当その他の剰余金の処分が法令・定款に違反し、または会社財産の状況その他の事情に照らして著しく不当か否かにつき、会計監査人や監査役などの監査報告等における記載事項とすることの検討を提案する。伊藤邦雄「IFRSと会社法をめぐる論点」企業会計65巻5号（平成25年）25頁では、IFRS適用などを踏まえた会計の複雑化に照らし、会計監査人の分配手続への関与の必要性を示唆する。連結配当規制もその計算構造が複雑になることが予想されるので、その配当手続への会計監査人の関与の必要性も検討されるべきであろう。

としたい。⁽¹⁰²⁾ただその前提としては、会社法の連結計算書類制度が、金商法上の連結財務諸表制度の枠組みから脱却し、独り立ちした制度となることが必要ではないかと考える。連結配当規制が認められるためには、その作成や監査、開示の手続における信頼性を会社法規制として担保しなければならない。⁽¹⁰³⁾他方で連結計算書類に関する開示規制を整備することによって、法律上の連結配当規制が導入されなくても、取締役による連結ベースでの経営方針や配当政策の適法性を担保することになると考える。

連結重視の経営が実務において定着していると言われる現況において、連結配当規制の実現を求める声は少なくない。ただ、現状の分配可能額規制を前提とすることには一定の限界があるように思われる。その意味では、現状の配当規制そのものから脱却し、財政状態基準テスト、支払能力テストなどによる配当規制体系へ移行するとともに、その枠組みを用いて連結配当規制の導入という方法も一つの選択肢である。⁽¹⁰⁴⁾また、仮に連結計算書類に基づく配当規制を指向するとするのであれば、親会社債権者や子会社少数株主、さらには子会社債権者を含めた利害調整ルール（現行の462条や465条などの拡張や変更）を見直すことも検討されなければならない。このような連結配当規制をめぐるさまざまな問題については、今後、稿を改めて詳細に検討したい。

連結会計に関しては、今後IFRSの影響も考慮する必要がある。IFRS第10号「連結財務諸表」は、その利益の測定方法も現状の会計規制とは異なった処理を予定し

(102) 本論文では、現行の分配可能額規制を前提として連結配当規制に関する検討を行ったが、一般的に現状のような資本減損禁止基準に基づく配当規制のあり方が問題であるということもできる。本文で示したカリフォルニア法においても、留保利益基準の他に財政状態基準が併用され、これらを補完する支払不能基準が用いられている。同法の構造からすると、連結財務諸表上の数値が意味を持つのはむしろ財政状態基準ではないかとも考えられ、その点では分配可能額規制を前提とすることから見直さなければ、連結配当規制の導入は困難ではないかとも考える。たとえばアメリカの改訂模範事業会社法にある支払不能基準（§6.40 Revised Model Business Corporation Act, 2016）のように、債権者への債務の弁済が可能かどうかを基準とすることとし、連結会計情報の開示を条件に、連結ベースで支払能力を判断することも一つの方法であろう。

なお、EC第2号指令及びそれに基づくヨーロッパの法制度を参考に、資本制度と分配規制の関係に関する議論をするものとして久保大作「資本制度・分配規制に関連して」商事法務1974号（平成24年）21頁以下参照。

103 西山・前掲注（34）22頁参照

104 配当規制として財務比率基準の採用の検討とその課題を示すものとして、吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（二）」法協102巻5号（昭和60年）909-914頁参照。

ている。また連結の範囲に関わる「支配」の概念についても、「投資先へのパワー」「投資先への関与により生じるリターンに対するエクスポージャー又は権利」「投資先からのリターンに影響を及ぼしうる投資先に対するパワーを用いる能力」の3つの要件から説明している。こうしたIFRS第10号によって、会社法の連結計算書類制度がどのように影響を受けるのか、連結財務諸表や個別の計算書類との関係なども今後の検討課題である。